

**答**

医師の確保を目的として、平成25年度より実施している医師確保奨学金貸付制度は、年間数件の問い合わせはあったものの、現在のところ貸し付けには至っていない。

貸付制度の周知については、全国の医学部を有する大学並びに愛媛県内の普通科を有する高校に制度のチラシを郵送するほか、市ホームページへの掲載を行っている。更に、平成26年度は、地元の高校に加え、近隣市の高校へも直接訪問し、制度の説明を行った。また、市内の奨学金貸付団体へも出向き、奨学生へ



西条市立周桑病院

の制度周知について依頼を行っている。今後の対策として、現在の医師確保奨学金制度は、医学部在学中の学生を対象としていることから、貸付対象の拡大も視野に入れ、制度を活かし、将来の地域医療を担う人材を育成したいと考えている。

市内6病院の輪番制で実施している2次救急医療については、医師不足に加え、軽症患者による安易な救急自動車の利用や、いわゆるコンビニ受診により、医師は過重労働を強いられており、救急医療の現場は危機的な状況にあると認識している。

また、不審者対策や災害時の避難訓練など、危機管理面における現状と今後の計画について問う。

**答**

現在、放課後児童クラブに求められる環境として、基本的な生活場所であるプレイルームのほか、畳敷きの静養スペース、屋外で遊ぶための庭、手洗いやうがいのための洗い場、男女別のトイレ、快適な室温管理のためのエアコンなどがあるが、今後、保護者負担金の徴収に伴い環境整備を更に充実させ、児童の健全育成に努めたいと考えている。

**環境整備の充実を！  
放課後児童クラブ**

**問**

児童にとって、放課後児童クラブは、授業終了後の重要な生活の場となっているため、快適な生活空間を提供することが必要である。平成27年4月から保護者負担金が必要となるが、負担金の徴収に伴い環境面の整備など、今後、どのように充実し改善していくのか。

また、施設の専用面積については、条例の規定により、児童1人につき、おおむね1.65平方メートルという基準が設けられている。現状及び将来推計において、児童1人に対する専用面積が特に狭小である施設については、プレハブ教室のリース契約により施設の拡充を図っていく予定としている。

不審者対策については、現在、不審者情報を各児童クラブへ周知するとともに、異常通報装置の設置などにより実施しているが、今後は、更に指導員の対応訓練の実施、警察や地域の関係機関との連携によるパトロール及び見守り活動の実施などを行い、利用児童の安全確保体制を整えたいと考えている。



放課後児童クラブ

災害対策としての避難訓練の実施については、西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、定期的な実施を義務付けている。現在、小学校では、災害等の発生に備えて避難訓練や児童の引き渡し訓練などが行われているが、各児童クラブにおいては、訓練実施の有無及び対応が施設ごとに異なる現状にあるため、今後は、災害対策のための計画や対応マニュアルを作成し、これに基づく訓練を定期的に行うとともに、消防法その他関係法令の定めに従い、設備の更新及び充実を図っていききたい。

**農業の担い手  
確保のための取組は？**

**問**

現在、日本の農業就業者の60パーセントは65歳以上で、35歳未満は僅か5パーセントであり、今後、更に農業就業者の高齢化が進むと予測される中、本市では、周桑平野でほ場整備事業が実施されるなど、農業環境の改善が行われているが、整備された農地を誰が管理し、有効活用していくのか、農業の担い手不足は深刻な問題である。本市の基幹的農業従事者数など、農家の現状及び農業後継者、新規就農者を確保するための取組について問う。